

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和7年9月11日（木） 午前9時59分～午前11時8分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 5 番 野々山 啓、 6 番 今原ゆかり、
8 番 岡田 公作、 10 番 北川 広人、 11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、
13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克

オブザーバー

議長（3 番）神谷 直子、 副議長（9 番）長谷川 広昌

2. 欠席者

7 番 福岡 里香

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- 1 反問権の明確化について
- 2 自由討議のあり方について
- 3 趣旨採択について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、多数であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 反問権の明確化について

委員長 この件につきましては、市政クラブさんからの御提案に基づき、反問権の範囲の再確認ということで、現状を見直すべきかどうかについて、事前に各会派より意見をいただきました。皆さん方からいただいたものを配付させていただいております。ありがとうございました。

それぞれ出された意見に対しての補足等ございましたら伺いたいと思いますので、それぞれ聞かせていただければと思います。

市政クラブさんからよろしいですか。

意（11） 私どもの出したものに対してそれぞれ御意見をいただいて、ありがとうございます。

うちのクラブとしての基本的な考えですけれども、反問権というのは行政側のほうから議員に対してその趣旨が分からない、質問の内容が分からないということを確認権というものを使って確認させていただきますけれども、これはこうこうこういう内容ですかということを確認することが反問権ということで議長がそれを趣旨に従って認めるわけですが、えてしてそうではない質問も多くありまして、その範疇を超えた質問をされる議員も見えます。そしてそれを確認するために、当局のほうから確認をさせていただきます、反問権を使って確認をさせていただきますということに関して議員側に質問した場合に、これをしっかり基となる、その反問権をしてもらった執行部に対してしっかり議員がその説明を果たす義務があるというふうに思っておりますので、この反問権、確認権というのはきっちり議員側がその反問に対して答えてこそその議事が

成立するかと、反問権が成立すると思いますので、そこまでしっかりとした質問を立てて質問することが重要であると、議員が重要であると考えますので、質問の在り方、そして反問権に対して答え方、これをしっかりしていただいて、これが一つでも成立すると思いますので、ここをしっかりとわきまえた質問が必要であるということを考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 続きまして、公明党さん。

意（６） 発言する人が自分の発言に責任を持つというのは大前提なんですけれども、反問と反論との混同を避けてもらえれば、制度としては現状のままで問題ないと思っております。以上です。

委員長 続きまして、共産党さん。

意（１２） 反問権は、質疑や質問の趣旨を確認して議論を深めるための制度として意義があると考えます。本来の目的はその論点をより明確にして議論を活性化させることであり、質問者を追及したり反論するためのものではないかと思えます。

一方で、反問することができる範囲として示されているこの①から③のうち、①や②を広く認めすぎると質問者が自由に発言しにくくなり、かえって対立的な雰囲気を生むおそれがあります。

このため、見直しというより工夫すべき点として、この③の質問の意味や内容の確認、これを中心に運用して、①や②については抑制的に議論の理解を進めるために特に必要な場合に限って行うことが望ましいのではないかと考えます。

さらに反問を行う際には、これは質問内容の確認のためなど、反問の趣旨を冒頭で明確に述べることをルール化して議長が適切に運用管理を行うことで、制度本来の目的と円滑で建設的な議会運営を両立させることができるのではないかと考えます。

委員長 それでは高志クラブさん。

意（８） ちょっと質疑が度々かみ合わないときがあるので、しっかり聞けるように現状のままでもいいのかなと思います。

皆さんの意見を参考にさせていただきたいと思います。

委員長 それでは続きまして、新政会さん。

意（１４） 私は、今これ③って書いてありますけれども、質問の意味が不明なときまたは質問内容の確認、これを…

委員長 マイクをお願いします。

意（14） この③を主体にしてやるべきであって、先ほど柴口さんが言われたみたいに質問の考え方の提示の要求だとか、これはもうできるだけ制約したほうがいいと。とにかく 3 番のこれを主体にしてやっていただいたほうがいいと思います。

委員長 続きまして、高浜市民の会さん。

意（13） ちょっとまずお聞きしたいんですけど、市政クラブさんが会派の考え方とその理由っていうのは提出がなかったってことなんですかね。論点については多分前に言われたのかなと思うんですけど。これ提出されてなくても今後は意見が通るっていうことなんですかね。以前、私時間ちょっと過ぎて提出したらそれは認めないってことを言われたんですけど、そういうことなんでしょうかっていうのをちょっと申し上げたいのと。

あと、これまでの導入の過程について議事録を私精査させていただきました。議事録いろいろ議論が先輩議員の中でされる中で、この 1、2、3 に対してそれにより高浜市市議会会議規則の第 54 条ができたんですよね。

その中で特に①については、私はその経過を見ると、結局、例えば、私がまちづくり協議会について市長どう思いますかって聞いたときに、まちづくり協議会の運用の仕方について聞きたいのか、それとも交付金のことについて聞きたいのか、問題があると言っているのか、何について聞きたいのかっていうのが分からないときに、いわゆる議員の考え方の提示をされた上で答えなければ答えられない質問ってあると思うんですよね。それが①のことだとそういうふうに私は解釈しました。なので、これまでの先ほど鈴木勝彦委員がおっしゃったようなことが私はちょっと具体的にいつのどの会議のどの発言が問題だったのかっていうのを教えていただきたいと思うんですけど。私がこれまで反問権があった件についてこの間精査させていただいたんですけど、やはり全くこっちが聞いていることではないことを反問されてしまう。例えば、私が避難所に対しての開錠の仕方について高浜市としてはどう考えてるんですかって聞いたら、市長が高浜市の面積いくつか知ってますかとかいうような話とか、いやそうじゃなくて、まずはこちらの質問に対して答えるべきことを答えずに反問ではなく反論のような質疑があったりとかそういうことが見受けられました。なので、先ほど鈴木勝彦委員がおっしゃっていることが具体的にどこのどういう反問であったのかっていうのがよく分かりませんが、やはり二元代表制という制度の下、執行するのはあくまでも当局しかできないわけですから、それに対して我々が議員としての立場としては市政のチェックをする、それが最大の仕事でありますので、質問したことにに対して答える、それが一般質問になるかと思います。質疑に対して答える、議案の質疑に対して答える、そ

れをすべきだと思いますし、先ほちょっとおっしゃってることでいうと、もしそれが、いや当局としてこういう議員の意見と違って当局としてはこういう考えの下やってますよってことであれば、それはそれで答弁の中でお答えいただければ結構な話なので、私は先輩の議員がこの間すごく反問権について検討されて、結果的にこうした規則になったってことになりますので、私はきちんこの規則どおりに運用していただければいいので見直しは特に必要なく規則どおりの運用を求めるといことです。以上です。

「答えますか。」と発声するものあり。

委員長 いや、答える必要はないと思いますよ。質疑されてるわけじゃありませんし、それぞれの会派の意見を今伺っている最中ですので。

それでは、続きまして、最後は、今日は凛々会さんが欠席ということで、皆さんの意見を参考にしていきたいということでお話を伺っております。

それぞれの会派、委員の皆さんから出していただいている意見に対して、何かそれぞれ意見あるいは質疑があればここを出していただければと思いますけれども。

「反論はしなくていいんですかね。」と発声するものあり。

委員長 11 番、鈴木委員。

意 (11) 私は基本的なことを意見として言わせていただきましたので、誤解のないようよろしくお願いします。

委員長 それでは、今日皆さん方にお配りしている反問権の明確化についてのテーマ 1 のところにありますように、反問することができる範囲、1、2、3とございます。

これに対してやっぱりちょっと皆さん方のその考え方の幅っていうのかな、この言葉が何をどこまでを表しているのかというところがしっかりと認識がそろってないというのが、皆さん方から意見をいただいたときのイメージであります。それに対してもっと言えることは、ここがきちんとそれが認識されてそれが当局側に伝わらなければ、本来の我々が許している反問権というのは生きていかないということになると思います。これをもう文脈でこう書けばいいとかああ書けばいいという問題では多分ないと思いますので、様々皆さん方から御意見をいただく中で、ここ

の中、この議会改革を使って高浜市議会の議員さんの考え方のレベルが同一のレベルになっていく、それを当局側にしっかりとお伝えをしていくというのが本来やるべきことかなという気がするんですけども、これに対しては皆さん方はどうでしょうかね。共通認識できますかね、今言った話。要は課題としていっているところを今まとめさせていただいたんですけど、どうですかね。

意（２） 今、反問できる、することができる範囲について委員長のほうからお話あったと思うんですけど、もともと根本的な部分というのが、やっぱりこの反問権の明確化っていうのは答弁側を擁護するような内容ではなく、あくまでも主体はやっぱり質問者が主でなければならないというふうに思っております。それを支える、バランスを取るのがやっぱり議長並びに委員長の議事整理権に基づいてこの３つのことが整理されるべきところであるかと思います。

よく話の中で議論を深める、先ほどの中で答弁がかみ合わないっていう部分も多々ある中で、やはり調整役というところが必要であるかと思います。ただ、やはり答弁側としても根拠のないことを突きつけられて答える分にはなかなか難しい部分もあったり、今までもずっといろんな議会を見てきて思ったところは、それに対してやっぱり質問者側としてはしっかりと答弁をいただきたいっていうのが大前提だと思います。だからそれにお互いが協力し合ってというか、かみ合ってプロセスを昇華していかなきゃいけない部分もあるものですから。やっぱり反問権を出した、それに対して答弁するっていうのは絶対的なものであります。より議論を深めるためであります。そこがかみ合わなければ、やはりその質疑自体が成立しないものですから議事整理権に基づいて、いろいろな、例えば、質疑を取り消すとか、そういった部分のプロセスの部分っていうのをしっかりと明確にしておかなきゃいけないというふうに思っているところです。以上です。

委員長 13 番、倉田委員。

意（13） これまでの反問権を私ずっとちょっとこの間読ませていただいたんですけど、やはり質問に対してきちんと答えずに全く違う質問をされるということがありまして、それは反問権では私はないと思っています。

もしこれがまかり通るのであれば、これは仮定ですよ、仮定の話で、万が一私が市長であればずっと聞きますよ、逆に。いや議員さんあなたはこれに対してどういうお考えなんですか、なぜそういうふうになったんですか、その根拠は何ですかって、ずっと聞いちゃうと思うんですよ、これがまかり通るのであれば。そうすると私は一般質問のていをなさないなっていうところがございます。

それから、我々議員は結局この一般質問をするに当たって、市政っていうのはすごく広い範囲

があるものですから、何についてやるのか事前に通告しますし、その内容について事務局長からも聞き取りをされますし、それから担当の方からもどういうことを質問されますかって聞き取りがあります。あれば逆に、反問をするのであれば、こちら側としてもはっきり言って私の特に反問権されていることについては、いきなり全然こちらとしては用意されてないことを聞いたりするものですから、その通告に対してはどうやっていくんだらうって思ってます。通告してもらってという形にするんでしょうかね。これまでの反問権を全部これは反問権ですっておっしゃるのであれば、それも併せてやはり議論していただかないと、こちらとしてもいきなり数字を聞かれたって用意してなければ答えられないですし、そのあたりも一緒に、もしこれが全部認められるってことであればそれも考えなきゃいけないと思うんですけど。

私は反問権っていうのはあくまでも本当に議員の質問に対してどう答えていいか分からないとか、どういう、先ほど言ったみたいにまち協の何について聞いているか分からないっていう場合については、すいませんもう少し詳しい内容についてどのようなことをお答えしていいか分からないので教えていただけますとか、あとはもし言ってる意味がよく分からないような質問であればもう少し分かりやすく質問していただけますとか、そういうことは反問権でできると思うんですけど、そうじゃないことに関してはきちんと、市長側が議員と違う意見だってもちろんそれは個々でいろいろ意見があるわけだから、だから議会があるわけなので、やはりそれは当局側なり市長なりの、いや議員はそうかもしれませんが我々はこうですっていうことで、きちんと主張していただければいいかなと思っています。以上です。

委員長　２番、荒川委員。

意（２）　今の御意見に対してなんですけど、基本的にさっきも言いましたように、反問する側の言ってる質疑はちょっとずれてるんじゃないかっていう部分もあったと思うんですけど、あくまでもこれ反問側っていうか答弁側を擁護するものではなくて、お互いのっていう部分をお話したいと思います。

初めて議員側、質問側も反問されることによって答弁する立場になるわけです。なので逆を言うと、議員側、質問者側としては答弁する答弁側に立って、立場に立って初めて気持ち分かると思います。なのでお互いがお互い分かるような質問を出していかないと、反問する側ばかり言ってる意味が分からない、今攻めてるような感じだったんですけど、基本的に議員側としての質問に対して当局のほう、答弁者側が分かるような質問をしっかりとっていくべきことであるので、これ両者を牽制するような内容だというふうに思っております。以上です。

委員長　とりあえず今、反問することができる範囲で3つ出てるんですけども、このうちの3つというのは、もうこれは皆さん大体統一的に理解ができてることですよね。1とか2のここに書いてある文脈の範囲がなかなかそろえることが難しいということだというふうに、今伺ってたり、皆さんが出していただいたものを見たりすると、そのところが検討事項かなという気がするんですけども、それを含めてですが、今後また議会改革の中で、このところ1番、2番のところをどのように捉えていくのか、それは文脈にできるものであればどのような文脈にしていけるのか、それを統一的な形にしておいて当局側にしっかり伝えるということ。

それからあとは反問権を行使するというときのルールですね。議長あるいは委員長の議事整理権の中でやっていくっていうのは、これは当たり前の話なんですけれども、私から言うとおかしいですけど、それも含めたルール作りみたいなものをきちんとこういうルールでやりましょうということ、これはここに今言った3つのことが書いてあるこれがルールだけではなくって、そのルールまで踏み込んでいったほうがいいのかなという気がします。

他市の例を見ましても、例えば岡崎だとか刈谷とか、それと豊田、西尾、知立、みよしですかね。この中でしっかりとうたっているのは、岡崎と刈谷と西尾、知立ですかね。岡崎と刈谷なんかは逆質問という文脈を使って書かれております。言葉的には議員として見るとすごく重たい言葉ですよ。そこまで書かれてる議会もあります。

基本的に先ほど荒川委員も言っていましたけども、反問するっていうのは議員が言っていることに對して答えるのに、議員の考え方とか、議員の今言った質問、質疑の中身にもう少し何か足してくれないと答えが出せないよということで反問するというのが一般的なレベルだと思います。

そうすると、その反問に必ず答えなければ、その質問に対して明確な答弁ができないという反問ですから、だから反問されたら必ずそれは議員としては反問に対するお答えをしなきゃいけないということになりますよね。これルール上、分からんから聞いているんですけども、それに答えてあげなければ答弁ができないということですから、それが多分議論の深まりの部分だと思うんですよ。それを調整していくのが議長とか委員長の役割であると、これが議事整理権というやつだと思います。ですから、レベルがしっかりとこのレベルのことでやっているとこの中で統一されること、当局とそれがまたきちんと統一されること、これがなければやっぱりかみ合った議論にならないってよく言われる議論になってしまうということになるんです。

だからそういうルールまで含めて今後進めていきたいと思いますがどうでしょうか、何か御意見のある方いらっしゃいますか。

11 番、鈴木委員。

意（11） 荒川委員、それから委員長の御意見のとおりですので、反問権を行使した、答弁をした、それにしっかり議員のほう質問に答えた、この段階で反問権が成立するということでありますので、これに答えないということは、当然議事録も載せない、削除する、そういうことが議長、委員長の権限であるかと思いますので、そこまで踏み込んで今後進めていっていただきたいなどそんなふうに思っております。

委員長 13 番、倉田委員。

意（13） すいません、今勝彦委員がおっしゃったことって事実ですか。議長、委員長が議事録に載せないっていうのは、そういうことがあったんでしょうか。

委員長 11 番、鈴木委員。

意（11） 私は過去にはそれはないんですけど、それくらいの権限があるのではないかと思います。これは一遍、確認取りたいと思いますけども。

委員長 13 番、倉田委員。

意（13） 議事録の削除は、委員長、議長の権限では勝手にできませんので、そこはちょっとお間違いがないようにしたほうがいいと思います。

委員長 11 番。

意（11） すいません、認識不足だったと思いますけれども、それはどっかの条項であるかなと思いますので、確認させていただきます。

委員長 多分、今鈴木委員が言われたのは、先ほど私が言ったように質疑、質問をする、それに対して正しい答え方が見つからないので、もう一回反問してお尋ねをする。で、それに対して、反問に対してお答えがなければ元の質疑に対して答えられないんですから、質疑自体が無効となるというような意味合いで言われたんですよね。そういうことですよね。

13 番、倉田委員。

意（13） 私、過去の議事録を見ますと、やはり別に答えられないことではないことに対して反問をされてるんですよね。だから私はそのあたりを、何が答えられないのかっていうところをやはり議長がそこは采配をきちんと振るって、反問権かどうかっていうところをきちんと今後、先ほど北川委員が言ったように、どのように運用していくかについてはしっかり決めていただきたいと思います。答えなければならないってことをさっきからずっとおっしゃってるんですけど、議事録見ると、多くがはっきり言って答えられることなのに違うことを質問されたりしています

ので、それに対して答える必要は私は議員はないと思っています。質問が分からなくて聞いているのであれば、それは私は答えますけど、そうじゃない反問権をされますので、それに関して私非常に問題があると思っていますし、反問権として認められていないにもかかわらず当局が、特に市長とかが勝手に質問とかをされている件もありますので、やはりそれはきちんと精査していただきたいと思います。以上です。

委員長 11 番、鈴木委員。

意 (11) 今後そういうことも含めて整理をしていていただきたいと思います。

委員長 それでは、もう一回ちょっとまとめをさせていただきますけども、課題としては反問することができる範囲という部分をどのように捉えるのかというところ、それを見直すも含めて議員間で再確認をしていくと。それをここのレベルで統一化、できるだけ統一化をした上で当局側にしっかりとそれが分かるように伝えていくというところでいいかと思います。

ぜひ議論を深めていく中で、特に反問することができる範囲としての部分、ここにある 1 番と 2 番の部分に対して、こういう例がある、ああいう例があるっていうこともありますけれども、今後の議会の運営上の問題として捉えていただいたほうがいいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次回はその辺に対しての考え方、それから先ほど言いましたように反問権の行使、それからそれに対しての答弁とか、様々なちょっとルールの辺ですね、どこまでが、その要はそこで言い合いになってしまうと単なる討議みたいになってしまうので、質疑とか質問が飛んでしまう話になってしまいますから、あくまで反問する機会っていうのは、例えば 1 回に限るとか、1 質問に対して 1 回に限るとかね、そんなようなことも含めて考えていかないと、2 回も 3 回も反問権行使されると元の質問が飛んでしまいますから、それでは意味がないというふうに思いますので、それも含めて御検討いただければと思います。

次回以降、そのような形で進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 副議長。

副議長 先ほど 13 番委員が自分の立場から見て物事を今おっしゃってたんですけど、例えば、それは中立に見てる議長が議事裁量権でこれは反問権ですって言った場合、13 番委員はそれが自

分では違うと思っても議長がそういう采配をされたのであればそれには答えていかなければいけないというのが議会人だと思うので、そこは議長のやはり指示に従わないとこれからはいけないと思うし、自分がこれは違うからといって答えないよって自分がそういうふうに思うのは自由なんですけど、やっぱりルールの中でそこは答えるべきものは答えていかなければならないのかなというふうに思ってます。

委員長 13 番、倉田委員。

意 (13) 今オブザーバーから御意見がありましたけど、全く反問権でないものを答えるとか、はっきり言って今のことをおっしゃるのであれば、やはり数字とか言われたりするだけなので、それに関しては逆に通告してもらおう、こちらもしてもらわないといけないということになりますし、それから、それをおっしゃるのであれば、私の質問に対してきちんと当局が答えてないことすごく多いんですよ。それに対して議長が、議長は私たちの代表者なのできちんと当局答えなさいっていうのが議長の役割だと思うんですけど、逆にそれがないんですよ。

「それは、あなたの立場からですよ。」と発声するものあり。

意 (13) だから私はその反問権に対して答え…それちょっと置いといたとしても、答えないのが駄目だっておっしゃるんですけど、であればきちんと当局に対しても答弁をきちんとさせるように運用するべきではないかと思います。

別に私は、当局はこれに対しては答えませんと言ったら答えませんという答えだと思うし、私が答えませんって言ったら答えませんという話だと思いますので、それに対してちょっとよくおっしゃってる意味が分からないですし、であればそれはきちんと逆に言ったら通告してください。

委員長 今いろいろとお話がありましたけれども、議長あるいは委員長の議事整理権っていうのは、これはあくまで円滑なる議会、委員会のそれを進めるためのものであって、そのときに議長あるいは委員長が反問権として認めるということになれば、それは私は認めないとかっていう話ではなくって、認めた中でやっていくしかないわけです。だから、答えができないものはお答えできないという話でそれはそれでいいと思いますし、それが分からなければ当局側も答弁ができないというならそれは仕方のない話であります。

反問権というのはめちゃくちゃその力があるわけじゃないから、ただ答えませんというのはおかしいですよ、答えられないはいいですけど。それをきちんと整理して進めていくのが長の役

割だというふうに思いますので、そのところをあんまり強く出しても、これはもう例えばどなたが議長になるかどなたが委員長になるのか分かりませんが、それはそれぞれ経験値だとかそういったのを含めて整理権のところが多少ずれが出る可能性はありますけども、その権利自体を否定するものではないということだと思います。

13 番、倉田委員。

意 (13) いや、答えませんっていうのもそれも発言の自由だと思うので、それを否定をされるのはなぜなのでしょう。

委員長 答えませんはないですよ。例えば、一般質問とか通常質疑で、あなたには答えませんって当局言いますか。

委員長 13 番、倉田委員。

意 (13) いや、発言の自由が保障されているのに、答えませんっていう答えも別にそれは自由だと思いますし、明らかに反問権でないことを私は言われてるときありますので、それは別にそれでいや反問権じゃありませんから答えませんというふうですし、明らかに私の質問を答えずに違うことを質問されてることがございますので、それははっきり言って、逆に言えばそれは議長が制すべきことだと思いますので…

委員長 よろしいですか…

「発言の自由として認められないというのが分かりませんので…」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。それは終わった話でしょ。今からっていうか前回からずっと話をしているのは、今後はそういうことが起きないように、倉田委員の今考えている反問権のレベルと、それから例えば鈴木委員とか荒川委員の考えてる反問権のレベルが差があるから、私は思わないから答えないっていうのは、あなたのお気持ちですよ、今。そのときに議長が反問権として認めたっていうのは議長の議事整理権です。だから、そこに差があるから皆さん方、これ統一的にしましょうねということを今からやっていきましょうということですから、私はこういうことをやられた、ああいうことやられたって話をここの委員会ですれても意味がありませんので、もう一切しないでください、そのことは。次に進めるためのことを御意見としていただきたいと思います。よろしいですか。

「私はそんなこと言ってません。」と発声するものあり。

委員長 5 番、野々山委員。

意（５） 議員から当局に対して質問する内容で、質問をしていい内容と質問してはいけない内容があるのかなと思うんです。

例えば、工事の単価を教えてくれとか、人事のことだとか、質問してはいけない内容もあるかなと思うんで、一度そこも確認したいなと思いますけども、いかがでしょうか。

委員長 あくまで今の部分に関しては、これ言い出せばきりのない話であって、要は元が何かによつては、このことについては一切、1 から 100 まで答弁ができませんという可能性もあったり、それから、ここのレベルまでは言えるけどこっから先のことは言えませんという話になったりとかっていうことで、これはもう千差万別ですから、議題に上がってくること市政全般に対して。だからそれを統一的にここで決めて、もう少しその範囲を広げてもらうとか、例えば。そんなようなことができるわけではありませんので、それは当局側とよく話をさせていただいて、そういう議会に出せないことに関しては反対に窓口に行っても教えてくれることもないと思いますし、それをこう回避しながら上手に聞くのが議員の腕だと思っていただければどうかなというふうに思いますけども。

これはもうちょっと議会改革の、今のここの反問権のレベルのところでは話がちょっと違うもんですから、それはちょっと置いといていただければと思います。

「委員長、すいません。もう一点だけ…」と発声するものあり。

委員長 2 番、荒川議員。

意（２） 根本だけちょっとお伝えをしておきます。

やっぱりちょっと考え違いがあると思うので、何のために反問権をもらうのか、何のために質問をするのか、自分がいい答弁がほしいからですよ。相手は自分に対してトンチンカンな質問してきてると思ってても、それを答えることによってその先また答弁がもらえるかもしれない、その部分、協力してやっていきましょうよ。以上です。

委員長 それでは、次回からは反問権の反問できる範疇のところの皆さん方の御理解をもう少し深めていって、統一的なものにしていくというところ、こちらのほうを進めていきたいと思いま

す。

それをする事によって、先ほど 13 番委員が心配されております、委員長とか議長のレベルもそれに対してある程度統一的なレベルができるのかもしれませんが、そうするにしても必要なことだと思いますので、ぜひそれを進めていきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

2 自由討議のあり方について

委員長 この件につきましても事前に皆さんの御意見を提出していただきまして、ありがとうございました。こちら配付をさせていただいておりますので、各会派の提出された御意見等、その中で足りないところがもしあるのであれば付け足ししていただきまして、御意見を伺いたいと思います。

まず、市政クラブさん。

意（11） 前回、前々回だったと思いますけども、市政クラブとしては今の活用方法でいくなら廃止してもいいんじゃないかというような発言をした覚えがありますけども、クラブの中でいろいろ検討した結果、この自由討議というのは委員会の中での闊達なる意見を酌み交わして、反対の人を賛成にも持ち込む、あるいは逆があるかと思っておりますけども、こういった委員会でいろんな委員さんから意見をいただくということが必要ではないかということでもあります。であるならば、この自由討議というのをもう一度どういう方法で委員間の意見を本当に酌み交わすことができるのか。重要課題であればあるほど委員間でそれぞれの委員さんから意見を聞くということは重要なと思いますので、廃止ではなくってどういう方法でこの自由討議が、どの段階で、どの場面で利用できるのか、するのか、していったらいいのか、というところを今後検討にさせていただければありがたいかなと思っております。

具体的に言えば、委員会の中で突然委員長に対して、この議案に対して、陳情に対して、ぜひ自由討議をしてもらいたいという申し出があったらやるのか、あるいは事前に各派会議で決定して従来どおりやっていくのか、そういったところを、あるいは委員外の方の取扱いをどうしていくのか、のような点を一つ一つ、自由討議をすることによってそれぞれの委員の考え方をお互いが理解をし合える、そんな場面をつくっていただければと思いますので、今後の運用について話し合っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 続きまして、公明党さん。

意（６） 前回も発言しましたがけれども、数年前に一度自由討議がありまして私も参加させていただきました。その後はなかったものですから廃止でと書いてしまいましたけれども、廃止を含めて見直す方法でいいと考えております。以上です。

委員長 続きまして、共産党さん。

意（１２） 自由討議については議員になってから実施された事例がなく、現状では廃止や見直しの必要性は特に感じてはおりません。

前回の委員会において、やっても態度は変わらないという発言もありましたが、これについては理解できるんですが、一方でこの制度は議員同士が意見を交わして考えを整理するために設けられたものであって、対外的には議会が多様な意見を受けとめて活発な議論を行う姿勢を示すものでもあります。単純に廃止をすれば、市民からは議会が議論を避けるようになったとの消極的な印象を与えかねないのではないかと。

従って、当面は現行制度を維持して、必要に応じて開催できる仕組みとして残しておくことが望ましいんじゃないかと思います。

委員長 続きまして、高志クラブさん。

意（８） 廃止を含めてちょっと検討して。議論、今からさせていただければなと思います。

委員長 続きまして、新政会さん。

意（１４） 私も自由討議を継続すべきか、廃止すべきかを含めて見直していくべきだと思います。

委員長 続きまして、高浜市民の会さん。

意（１３） 前回もお話しましたが、図書館の条例の制定の議案が出たときに自由討議を経験したことがあります。やはり自由討議を行うことによって自分とは違う意見の方についての、なぜそういった意見が出るのか、その理由とか、どうしてそれについて賛成するのかっていう点について、やはりなかなか質疑だけではその議員の考え方か思いとかそういうことが全く分からないので、やはり討論するっていうことがすごく私はよかったかなと思います。

自由討議による合意形成ということですけど、中にはやはり、当市では私今まで経験ありませんが、やはりこの議案に対しては取り下げをしてもう一度ちょっと当局に返させるとか、そういったこともありました。そうすることによって市民に不利益を被ることがないような形で再度議案として上げていただくとか、そういったことも他の自治体とかでは行われております。やはりもし討論する中で問題があれば、そういったこともできるわけですので、これまでどおり形は残して、やるかやらないかは、その時々で皆さんがやりたいのか、やりたくないのか、これまでど

おり発言していただければいいかと思いますので継続を求めたいと思います。以上です。

委員長 凜々会さんは、廃止を含め見直すという御意見でいただいております。

あとは他市の状況ですけれども、やってるやってないは置いておいて、一応制度として持つてみえるのは、岡崎市さん、刈谷市さん、それから安城市さん、西尾市さん、知立市さん、みよし市さん、全部ですね。あと碧南と豊田がないですね。これ…

13 番、倉田委員。

意 (13) 今、表か何かを事務局からもらってるんでしょうかね。その資料が私たちには見当たらないんですけど、それはあるんですか。

委員長 これに関してはまだ皆さんにお渡しをしてません。今日終わった段階でお渡ししようと思ひまして。結局今日一番初めの意見出していただいてというか一番初めの委員会になるものですから、あんまりほかの市のやり方とか全部載ったものが作ってありますから、それは一度皆さん方フラットなレベルで意見をいただいてからお出しさせていただいて、今後の委員会の進め方に対しての参考にしていただければということで出しておりますので。

自由討議を入れた頃には、本当にたくさんよそから視察に来てくれました。結構頻繁に自由討議もやっておりまして、議案は少なかったです、議案はほとんどないです、陳情とか請願とかに対しては、毎回自由討議をやっておりました。それと、当時の今の多分部長さんレベルぐらいかな、もっと上かな、当時は委員会を休憩して、会議規則に載ってないから休憩をしてやったんですよ。だから会議録にも残らないんです。残らないけどやっぱりやろうということでやり始めて、そのときは当局の方々には一旦出ていただくということですけども、やっぱり当時でいうと旧庁舎の廊下で、皆さんどの議員がどういう意見を言うかって聞いていたぐらいです。それぐらいやっぱり何て言うんですかね、例えば、当局からすると答弁を作る種が欲しいんですよ。例えばこういう賛成意見がある、こういう反対意見があるとかっていうもの、こういう考え方があるというものを聞いておったというのを私も覚えております。

これは今皆さん方何うと、必要じゃないという方はいないんで、この意義をきちんとやっぱり皆さん方が統一的な意義として理解をするということと、それから制度としてどうやって運用していくのかということを考えていくのがこの委員会の中でやることかなということを思ったんですけども。皆さん方からの意見もそのような形で少しまとまっておったんじゃないかなと思うんですけども。どうですかね。

意見なし

委員長 今運用の仕方と言うと、総括質疑の議会の第4日目の後に各派をやって、自由討議をする件を伺って、そこで出てきた後に議運で決定をするというやり方になってますけども、そのやり方になった経緯というのは、議運で元から決めちゃうっていうわけにいかないのは、議運のメンバーでない会派の方が見えるから、全ての会派、全ての議員さんからの意見をもらって自由討議のテーマを決めるべきだろうということで、各派会議でまず抽出作業をしようということになりました。委員会の時間もやっぱりある程度限られた中でやっていくということを考えると、4つも5つも出てきたときにそれを決定しなきゃいけない。1委員会おおむね2つ、1テーマで30分、だからやっても1時間というのをざっと決めさせていただいて、それでそれをどの議案に対して、どの陳情、請願に対してやっていくかというのを議運で決定しましょうということで。だからすごく手間がかかるんですよ。そのことだけを出すための各派であって、決めるための議運を1回開催するわけですから、それだけでも手間なんですよね。一番手間は多分事務局ですよね。なしって言うために、この並び順を作って会議を開いて。当時で言えばペーパー皆さんに配ってということでやってるわけですよ、開催通知から何から。なぜそういうやり方をしたかっていうと委員会の中で突然、委員長これに対して自由討議をやりたいですというふうに言っても、準備はできんだろうと、準備ができんというふうに当時の議員の自信のなさ。

それからもう一つは、自由討議自体をやっぱり反映させるのはどこかということ、最終日の討論になるんですよね。だから討論をするためのネタをそこで拾っていくみたいなのところもあるから、だから事前に当然準備時間を含めて、議運で決定してから委員会に入っていくというやり方を取ってました。

それから運用上でいうと今言ったような手間が、どうやったらもう少し省けていけるのかなというようなこと、手間と言っちゃあまりよくないですけども。

それともう一個は、うちは会派が多いです。1つの委員会にしか所属してない会派にとっては、これについて意見がすごい言いたくても、それは最終日の討論では言えるけど委員会では言えないですよ。委員外議員をどのように取り扱っていくかっていうところ、そういったところも当然議論をしていかなきゃいけないのかなというふうには思います。

そういうところはこの自由討議のあり方について議論をしていくといいんではないかということ、これを皆さん方の御意見を伺いながらまとめておったんですけども。それと過去の例、自由討議

ができ上がった経緯も含めて御説明をさせていただきましたけども、何か御意見ある方いらっしゃいますか。

13 番、倉田委員。

意 (13) 今の委員長のお話でいくと、自由討議は廃止はしない方向で、運用について再度どのようにしていくかっていうのを、自由討議に取り上げるかどうかの過程、今の各派からっていうことも含めてもう一度皆さんで話し合うっていうことですね。だから基本はやるということで、運用について再度見直すということなので。ちょっとやっぱり経験してる人がここ少ないものですから、経験してきた議員さんとかに特にできれば次のときまでに思い出していただいて、何か問題点とか、今北川委員長がなかなかちょっと自由討議に持ってくまでがちょっと時間かかるっていうか、過程にちょっといろいろ手続が必要じゃないかという御意見があったんですけど、他の議員さんなかなかちょっと新しい人ばかりなのでないかもしれませんが、何か問題があれば教えていただく中で改善点があれば改善していくっていう方向でいいのではないかと思います。以上です。

委員長 継続ありきということではなくて、廃止も含めてっていう御意見のほうが多いものから。廃止を含めてっていう方もいらっしゃいますので、ですから継続ありきということではなくて、こういうふうだから廃止のほうにしましょうっていうのも当然可能性としてはないことはありませんので。こうやっていくとやれるんじゃないかとか、こうやっていくと生きるんじゃないかとかっていう議論を進めていきますけども、でもこの場面じゃなくても、ここでできるよねってことであれば、これ要らないよねっていう話になる可能性もありますよね。要はここどういう議論をするかってことを言ってるだけなんで。

もう一個例を言わせていただくと、昔自由討議をやったら全員賛成だったということもありました。

「それはそれでいいんじゃない。」と発声するものあり。

委員長 だからその賛成意見を皆さんで言い合ってたっていうだけの話で終わったんですけど。だから討議にはならないですね。

11 番、鈴木委員。

意 (11) 若い議員さんたちでいえば自由討議はまだやったことがない、あるいは2期の方でも

やったことないというところがあると思いますけども、やはり自由討議をやりましょうということとで制度があるにもかかわらずやらない。市政クラブのほうからも別にありませんよ、皆さんから要望があればやりましょうという提案をさせていただきますけども、この制度があっても利用されていないなら廃止してもいいんじゃないのという議論が出てきたと思いますので、委員長が言われるように、運用方法だとかいろんなことを改善して、もっと使いやすく闊達に意見が言えるような場面が作れるのであれば、やっぱり残しておいたほうがいいんじゃないのという意見がうちの市政クラブの中でありますので、もうちょっと使いやすいような、運用しやすいような、そんな方法をこれから検討していただきたいなと思っておりますので。

うちは使われてないから不要だということではなくって、使ったらもうちょっと議員間の意見の統一だとか、そういったそれぞれの委員の考え方が分かる重要な場面がこの自由討議の中にあると思っておりますので、廃止も含めて運用方法を少し検討してしていただきたいというふうに考えております。

委員長 それでは次回以降、自由討議のあり方については、自由討議の意義、必要性を再確認し、皆さん方の統一的な見解の中で考えていくということとともに運用方法を見直していったらどうかということで、その意見を交わす委員会にしたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 はい、ありがとうございます。

3 趣旨採択について

委員長 この件につきましても事前に御意見いただきましてありがとうございました。皆さんからの御意見、配布させていただいておりますけれども、これについてそれぞれの御意見を付け足すことがあれば、含めていただきたいと思います。

まず、市政クラブさん。

意(11) 私も議員になってからこの趣旨採択というのを初めて見たときに、いやなかなか曖昧な表現だなというところで、議員としてやはりこの議案に対しては、陳情、請願に対してもこの

考え方に賛同するという事で丸をつける、あるいはいやこれは少し今の時期に合わないなということで反対をするというような、丸ペケって言うんですか、白黒って言うんですか、これが正常かなと思いますので、私としては、クラブとしても、ある程度白黒どちらかの態度を表明するというのが、やっぱりこの出してきた陳情者、請願者に対する敬意だと思いますので、ここは趣旨採択の廃止も含めて検討していただきたいと思います。

クラブとしても、やはり廃止してもいいかなという考えで思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、公明党さん。

意（６） 請願、陳情につきましては、先輩議員からかなり内容によっては趣旨採択というのを選択してきたんですけれども、それで私たちも何度か使わせていただきました。

しかし、曖昧な態度表明になってしまうと考えますので、趣旨採択をなしにしてもいいかと思っております。けれども、皆さんの意見を聞いてまた検討していきたいと思っております。以上です。

委員長 続きまして、共産党さん。

意（１２） 請願や陳情の採決に当たっては、市民に対して議会の意思を明確に示すことが基本だと考えております。そのため、原則としては採択か不採択とすべきであって、趣旨採択は態度が曖昧に見えるおそれがあるため極力避けるべきであると考えております。

ただ、願意が公益性や妥当性を持ちながら財政事情の面で現時点では実現が難しい場合には、不採択とすることでその請願者や陳情者に対して過度な落胆を招くこともあります。そうした場合には、市民の声に理解と尊重を示す手段として趣旨採択を例外的に用いることもあり得るのではないかと整理をしました。

委員長 続きまして、高志クラブさん。

意（８） 皆さんの意見を伺いながら今後検討していきたいと思っております。

委員長 続きまして、新政会さん。

意（１４） 私は、現行どおりでいいと思います。

委員長 続きまして、高浜市民の会さん。

意（１３） 私も現行どおりで問題ないかなと思います。書かせていただいたんですけど、議案の採決とは違っておまして、請願とか陳情については、例え採択とされても当局はそれを執行する義務はないんですよね、意見としていただくということになりますので、私は趣旨採択っていう形があってもいいかと思われます。以上です。

委員長 凛々会さんは、趣旨採択はなしでもいいんじゃないかというようなことで意見を伺っております。

これに関してですけれども、皆さん方から御意見いただいておりますが、もともと高浜市議会に趣旨採択があるっていうふうに言われてるんですけど、趣旨採択は選択の中にはないんですよ。趣旨採択を入れてくださいとどなたか御意見を言って、議長が趣旨採択を入れることに對して皆さんどうですかと伺って、賛成多数でもって入れることにして採決をするということですから、元は採択と不採択しかないんですよ。

ですからこれっていうのは、前回でしたか鈴木委員も言ってみえましたが、趣旨採択というのは、不採択と同じですよ、採択してないんですから。だからよく三角とは言われるんですけど、三角というふうじゃなくてバツなんですよ、やっぱり。ただ、見栄えの部分というか、耳障りがいいというか、提出された方に対してのことですけども。だからその辺のところがどうなのかなっていう。結局、今でも皆さん方は取捨選択をして議会だとか委員会やってみえるから。

ただ、ここでじゃあ何を議論するかなっていうことを考えたときに思ったのは、きちんと結論に持ってくまでの議論がされているのかというところですよ。趣旨採択にしとけばなんとかいいでしょうということになって、本当は突っ込んだ議論がされてないというようなところにもしなっているんであれば、趣旨採択って言葉すら消してしまったほうがいいのかなっていうのが、多分趣旨採択要らんじゃないのっていう方々の御意見じゃないかなというふうに思うんですけど。そこを踏まえて、この議会改革の中で議論をしていただければというふうに思うんですけども。

それと、先ほどその市民の会さんが言われとったように、請願、陳情というのは採択されても当局はそれ執行する義務はないと。これ確かにその義務はありませんよ、ありませんけども、それは議会の力ですよ。議会で採択したことが何も実行されなかったら絶対言うでしょ、皆さん、議員さん。だから議会の力と、採択、不採択とは別の話ですから。だから、そこら辺のところをちょっと履き違えないようにしていただくんですけども。

でもやっぱり、そこまで突っ込んだ議論というものがあって採択されたものに関しては、これは当然当局側も何らか考えなあかんというふうに私はなってくるというふうに思いますので、その重みをどう持たせるかということも議論していただかないといかんかなと思います、それも含めてね。採択の重さというものをどうつくっていく、そのためには趣旨採択なんかやっちゃいかんんじゃないかというような議論が出るのかもしれないし、そういうところを議論していただ

くことかなというふうに思うんですけど、どうですか、そんな感じでよろしいですかね。

「いいです。」と発声するものあり。

委員長 次回以降、そういう形で進めていきたいと思いますがよろしいですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 それでは3つのテーマは、ちょっと時間、1時間過ぎちゃって恐縮ですが、次回、そのような形で進めていきたいと思います。

また事前に皆さんに御意見を伺うことがあれば、同じように出させていただきますので。

それから、今日終わった後に一応8市の3つのテーマをどういうふうに扱ってるかっていうやつの一覧表を皆さんにお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次回の委員会の開催日ですけれども、本会議がだいぶずれ込んでるので、10月中がずっと本会議なんですけど、本会議中にどっかにくっつけてやるってことは…やりますか。それとも決算もありますし、本会議終わってからという形にしますか。

(委員間で日程調整)

委員長 ちょっと昼時間が気になりますが、一応10月15日の総務建設委員会の後に、次回開催予定としていただければと思います。

それでは、今日の案件は全て終了となりました。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時8分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長